

小・中学校の指定学校 変更申請について

 子ども教育課  687-1594 (ダイヤルイン)
 932-1151 (内線274)

須恵町では、住民登録をしている住所(行政区)により、就学する小中学校を指定しています。しかし、特別な理由などで変更を希望する場合は、申請により学校を変更することができます。

この度、この申請の受け付けを行います。変更を希望する人は、必ず期間内に申請を行なってください。

特に、来年4月に新小学1年生・新中学1年生になる人は、新入学などの準備もありますので、受付期間に必ず申請してください。なお、**申請されても変更が認められない場合もありますので、ご了承ください。**

この申請結果は、令和4年2月中旬までにご自宅に郵送で通知します。

※来年新小学1年生・新中学1年生を迎える保護者宛てに、1月上旬ごろ入学通知書を送付予定です。1月末になっても手元に届かない場合はご連絡ください。

- ▶ **受付期間**
令和4年1月6日(木)～19日(水)
8時30分～17時15分(土曜・日曜・祝日を除く)
- ※令和4年1月19日(水)は夜間役場のため20時まで受け付け
- ▶ **持ってくるもの** 印鑑(認印)
- ▶ **申請先** 子ども教育課 2階窓口

令和4・5年度 競争入札 参加資格審査申請の受付について

 まちづくり課  932-1153 (ダイヤルイン)
 932-1151 (内線345)

令和4・5年の競争入札参加資格審査申請(建設工事等、測量・建設コンサルタント等、物品製造等)を行います。詳しくは、須恵町ホームページをご覧ください。

- ▶ **受付期間**
令和4年1月5日(水)～令和4年1月28日(金)まで
- ▶ **資格の有効期間**
令和4年4月1日～令和6年3月31日まで(2年間)
- ▶ **申請要領および様式**
須恵町ホームページよりダウンロードしてください。
- ▶ **申請方法**
インターネットで申請後、指定書類のみ郵送
(令和4年1月28日(金)消印有効)

 問い合わせ先

70歳到達予定者および後期高齢者のための 医療制度説明会のお知らせ

 住民課  932-1467 (ダイヤルイン)
 932-1151 (内線116)

70歳到達予定者のための医療制度説明会および後期高齢者医療制度説明会を次のとおり行います。

- ▶ **日時** 12月23日(木)
70歳到達予定者のための医療制度説明会 10時～
後期高齢者医療説明会 11時～
- ▶ **場所** 保健センター 1階
- ▶ **対象者**
70歳到達予定者のための医療制度説明会
(国民健康保険加入者のみ)
昭和26年12月2日～昭和27年1月1日生まれの人
後期高齢者医療説明会
昭和22年1月1日～昭和22年1月31日生まれの人

町税の納付忘れにご注意ください

 税務課  932-1495 (ダイヤルイン)
 932-1151 (内線132・133)

令和3年12月27日(月)に納付期限をむかえる町税があります。

町税の納付書の裏面に記載している納付場所(須恵町役場、金融機関、コンビニエンスストアなど)や、キャッシュレス決済(PayPay、LINE Payなど)で納付が可能です。

また、振替口座の登録がある人は、納付期限当日に、登録されている口座から、該当町税分の金額の引き落としがあります。預金残高にご注意いただきますようお願いいたします。

- ▶ **対象の税目** 国民健康保険税 7期分

アザレアホール完全休館の お知らせ

 社会教育課  934-0030

12月20日(月)は停電検査のため、アザレアホールを8時～17時までの間、**完全休館**いたします。館内には**一切立ち入りできません**のでご了承ください。

- 12月20日(月)は、**窓口を閉鎖しますので、申請受付も行いません**。ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。
- 当館管理施設の**定期利用団体**は、鍵の受け取りおよび返却が通常と異なりますのでご注意ください。

国保からのお知らせ

12月は国民健康保険(国保)制度の適用適正化月間です

国保は、74歳までの人で健康保険(健康保険、共済・船員保険も含む)の被保険者およびその被扶養者、生活保護受給者を除く、すべての人が加入する制度です。国保資格の適正な適用について、ご協力をお願いします。

国保に加入する人

74歳以下の人で、次に該当する人以外は、国保に加入する必要があります。

- 職場の健康保険(健康保険組合や共済組合など)に加入している人
- 後期高齢者医療保険に加入している人
- 生活保護法による保護を受けている人

国保に加入する主な事由と必要なもの

- 転入してきたとき
↓ 転入前の市区町村の転出証明書
- 社会保険などから脱退したとき
↓ 資格喪失証明書
- 生活保護を受けなくなったとき
↓ 生活保護廃止決定通知書
- 届け出時には、マイナンバーカード(またはマイナンバー)が分かるものと本人確認書類をお持ちください。

国保から脱退する主な事由と必要なもの

- 転出するとき
↓ 被保険者証
- 社会保険などに加入(扶養を含む)したとき
↓ 職場の健康保険の保険証(未交付の場合は、加入したことを証明するもの)
- 生活保護を受けたとき
↓ 生活保護開始決定通知書

届け出は忘れずに

社会保険などに新たに加入または社会保険などから脱退した場合、14日以内に届け出をしてください。

社会保険などに加入した場合

届け出が遅れると、新しく加入した健康保険の保険料と二重に支払う場合があります。

届け出の際に国保保険税の再算定を行い、払いすぎている場合は、保険税の還付を行います。

社会保険などから脱退した場合

国保は、社会保険の資格喪失日までさかのぼって加入します。国保税は、加入月までさかのぼって賦課されます。

社会保険の被扶養者になれる場合があります

同じ世帯に社会保険の加入者がいる場合、被扶養者として認定されることがあります。

次の要件に心当たりがある人は、扶養認定ができるかどうか、お勤め先に相談してください。

被扶養者の要件と範囲

社会保険の被扶養者は、主として被保険者の収入で生計を維持している人で、次の要件に該当する人です。

- ① 被保険者と同居していてもよい人
配偶者(内縁関係も含む)、父母、祖父母などの直系尊属、子、孫および兄弟姉妹
- ② 被保険者と同居していることが条件の人
兄弟、伯叔父母、甥姪などとその配偶者、配偶者

の父母や子など3親等内の親族、内縁関係の配偶者の父母と子、孫、弟妹の配偶者、内縁関係の配偶者死亡後の父母と子

被扶養者の年収の目安

- ① 年収130万円未満で、扶養する人の年収の半分未満であること
 - ② 60歳以上または一定の障がい者の場合は、180万円未満であること
- ※給与や年金、失業保険などすべての収入が対象となります。

所得の申告を忘れずに

国保に加入している人は、所得の申告が必要です。申告をしないと、国保税の軽減が受けられなかったり、医療費の限度額認定申請時の判定が正しくできなくなったりします。

セルフメディケーション、始めませんか

セルフメディケーション税制(特定の医薬品の購入額の所得控除制度)とは特定のOTC医薬品を年間で1万2千円を超えて購入した際に、超えた金額(上限8万8千円、生計を一にしている家族の分も含む)について確定申告により所得控除を受けられるしくみです。なお、所得税や住民税を納めていて、健康維持増進および疾病予防への取り組みをした人が対象です。

※薬局などでOTC医薬品を購入した際のレシートや領収書は捨てずに保管を!

※従来の医療費控除とセルフメディケーション税制は選択制となり、併用できません。

対象のOTC医薬品の多くにはパッケージに識別マークがついています



問い合わせ先 住民課 国民健康保険係  932-1467 (ダイヤルイン)  932-1151 (内線109)